

2022年度第3回経営協議会議事要旨

日 時 2022年9月8日（木） 15:00～16:35

場 所 Zoomによるオンライン会議

出席者 田中 雄二郎学長、
氏家 純一委員（学外委員）、遠藤 信博委員（学外委員）、
河村 潤子委員（学外委員）、福田 誠委員（学外委員）、
佛淵 孝夫委員（学外委員）、宮崎 隆委員（学外委員）、
山口 武兼委員（学外委員）、山口 寿一委員（学外委員）、
廣川 和憲委員（理事・CFO）、
大川 淳委員（医療担当理事）、
古川 哲史委員（研究・改革担当理事）、
若林 則幸委員（教育担当理事）、
東條 有伸委員（連携・データサイエンス・教員人事担当理事）、
今村 聡子委員（事務総括・男女共同参画・障害者雇用担当理事）

陪席者 瀬下 明学長特別顧問、鐘江 康一郎理事（IT化・業務改善担当）、
藤谷 茂樹監事、森尾 友宏執行役、
内田 信一病院長、新田 浩首席副病院長、
永田 昭浩総務部長、坂本 貴財務部長、
福手 孝人施設部長、横山 直樹統合教機構事務部長、
藤谷 浩至統合国際機構事務部長、秋葉 泰樹病院事務部長、
坂下 鈴鹿統合研究機構事務長、白谷 正洋戦略企画課長

○ 確認事項

1 2022年度第1回及び第2回経営協議会議事要旨（案）について

田中学長から、2022年度第1回及び第2回経営協議会議事要旨（案）について、資料1及び資料1-2に基づき確認を行い、原案どおり承認された。

○ 審議事項

1 国立大学法人東京工業大学との統合協議に係る意見交換について

田中学長から、国立大学法人東京工業大学との統合協議に係る意見交換について、資料2-1から資料2-4-2に基づき東京工業大学との統合協議の経過について説明があり、次のとおり意見交換があった。

氏家委員より、国立大学の統合の場合は株式交換比率が該当しないことからガバナンスの構成がイシューとなるものの、これについては、総合知で新しい未来を拓いていくために一緒になるという統合の目的に焦点を合わせれば対等という方向に収束すると思われるので、企業合併とは異なり、両大学の比較に焦点を合わせない方が良い旨の発言があった。この発言を受けて、田中学長から、比較ではなく両大学の目指す目的に重点を置いた議論を行うための体制を設けた旨の説明があった。

さらに氏家委員より、大学は独特なタイムスパンがあってスピード感のある対応が難しい点はあるものの、統合による成果が見えるように、部分的な連携の機会を設けて大学間の行き来が起きるようにすることは考えられるか質問があった。この質問を受けて、田中学長より、入試は並行して実施する可能性があるものの、研究所の一部と教育における連携や学生レベルでの交流を大学のタイムスパンには捉われずに目に見える形で実施していきたい旨の説明があった。

福田委員より、今回の統合協議は規模では比較できない両大学の特徴を活かして最終的にconvergence scienceを目指していくものであり企業合併とは異なるというスタート時点での認識を両大学で共有すべきであり、その点は時間をかけて議論する必要がある旨の発言があった。この発言を受けて、田中学長から、ワーキンググループをアカデミックと財務で分離した理由は、自由な発想を可能とするためである旨の発言があった。

さらに福田委員より、学内での意見集約はどのようにしていくのか質問があった。この質問を受けて、田中学長より、8月9日にオンラインの全学説明会を実施した旨、また、質問や意見を受付けており今後の説明

会場で答えるとともに意見交換を考えている旨の説明があった。加えて、森尾執行役より、医学部教授会では建設的な意見があった旨の発言があった。また、古川理事より、生体材料工学研究所では研究に関しては統合した方が大きなものができるのではないかとといった前向きな意見があった旨の発言があった。また、若林理事より、教養部では、現在策定作業に入っている新カリキュラムや今行われている授業がどうなるのかという心配の声がいくつかあったが、統合に反対という意見はなかった旨の発言があった。

宮崎委員より、統合当初のガバナンスで主導権を取れないと本学に不利益が生じるという懸念があるのか質問があった。この質問を受けて、田中学長より、統合協議にあたり本学としては対等の意味について五分以上のことは求めている旨の説明があった。

さらに宮崎委員より、学内の既存の組織の取扱いに関する検討状況について質問があった。この質問を受けて、田中学長より、発足当初はあまり大きな変更はできないと現段階では考えているが、キャンパスが離れていても両大学が混ざり合っただけで新しいものが爆発的にできるという仕掛けを今議論しようとしている旨の説明があった。

遠藤委員より、今回の統合協議では、今までできなかった新たな価値を創造できるようにすることが一番の目的であり、どのような形態が必要かは目的の達成のための方法論として議論すべきであることから、大元の目的に立ち返って議論するために、新たな価値を創造するために何をやる必要があるかを議題の冒頭に提示して方向感を作る必要がある旨の意見があった。この発言を受けて、田中学長より、我々がやろうとしているのは新しい大学を作ることであり、そのために最適な人材を最適な数配置することが大事であって細部において同数というつもりはないと先方には言っている旨の説明があった。

山口寿一委員より、統合というところに夢や期待もあるので、基本合意書は統合という言葉が随所に用いた案のとおりでよく、これまでの論点も必要なポイントもすべて入っている旨の発言があった。

河村委員より、対等の件については、両大学を対比した際、着目点によって大小の考え方は異なってくるので、一方の大学が大きい部分についてはその大学が互譲の精神を持つ必要がある、また、統合・設置・設立の用語については、法令用語との整合性を考えると色々な表現・表記がありうる旨の発言があった。

佛淵委員より、企業合併と異なり、大学の統合の際には学部や研究所を無くすことは難しく、改組やカリキュラム変更を行うことも大変に時間を要すること、また研究は成果が出るためには10年以上の時間を要することもあるため、できるだけ早い時期に両大学から人が集まって皆で議論しなければ上手くいかない旨の発言があった。

山口武兼委員より、研究においては両大学が共同で活動できる部分が非常に大きいことから、相乗的な効果を早く出すためにも研究部門の融合はできるだけ早く行うとともに、学生間の交流の機会を作れるよう、両大学の学生が一緒にリベラルアーツを学ぶ場を設けた方が良い旨の発言があった。

さらに、山口武兼委員より、統合協議を進めていく上では研究や教育の検討の方が大事であり、それを支えるために財務面の検討が行われるようにする位置づけとした方が良い旨の意見があった。

瀬下学長特別顧問より、対等の精神については、大学同士の場合は各論に入ると実業界のような互譲ができない懸念があること、また、両大学の成り立ちが異なることから、それぞれの大学の独自性を維持することが大事であり、その上で、部分的にであっても両大学が共同で開始する実績を早く作れば、対等の精神ということが実現できるのではないかと発言があった。この発言を受けて、田中学長より、法人の長の選考や役員会といった一部の部分では対等を求めつつも、他の部分においては最も合理的なことを対等の精神の下で決定していく旨の発言があった。

2 ガバナンス・コードにかかる適合状況に関する報告書（案）について

今村理事から、ガバナンス・コードにかかる適合状況に関する報告書

(案)について、資料3-1から資料3-3並びに参考資料1から参考資料4に基づき説明があり、本協議会終了後にメールにて意見照会を行うこととなった。

○ 報告事項

1 本院に係る新型コロナウイルス対応状況及び運営方針について

大川理事から、本院に係る新型コロナウイルス対応状況及び運営方針について、資料4に基づき説明があった。

(以上)